

諮問日：平成30年10月3日（平成30年度（情）諮問第16号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（情）答申第23号）

件名：東京高等裁判所における裁判官のツイート内容を印刷した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

東京高等裁判所が作成し、又は取得した同裁判所に所属する裁判官のツイート内容を印刷した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成30年9月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の存否を答えることが行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報を開示することとなるのか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書である「裁判官のツイート内容を印刷した文書」は、裁判官の私的領域における言動についての文書であるところ、そのような文書の作成・取得等の目的や方法は様々であり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに保有するものとはいえないものの、裁判官という自己の身分を明らかにした上での私的領域における言動については、その内容次第では裁判所又

は裁判官の信用の失墜につながり得ることから、人事上の措置等に関係する文書となり得る性質を有するものである。

そのような性質を有する文書の保有の有無を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年12月21日 審議
- ⑤ 平成31年2月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出文書は、裁判官の私的領域における言動についての文書であり、裁判官という自己の身分を明らかにした上での私的領域における言動については、その内容次第では裁判所又は裁判官の信用の失墜につながり得ることから、人事上の措置等に関係する文書となり得る性質を有するものであって、本件開示申出文書の保有の有無を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。本件開示申出の内容からすれば、このような説明の内容が不合理とはいえず、本件開示申出文書の保有の有無を明らかにすることにより、

公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件開示申出文書について、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるとした原判断は、妥当である。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人